

土木工事における現場環境改善費の実施要領

1 目的

現場労働者の作業環境の改善や周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への広報活動の実施に対して経費を計上し、建設現場の環境改善を図るとともに、建設業の担い手確保等に寄与することを目的とする。

2 対象工事

栃木県県土整備部が発注する、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待できないものは対象外とすることが出来る。

※実施が困難な工事・・・災害復旧工事（応急工事）、維持修繕工事 等

※効果が期待できない工事・・・工期が1ヶ月未満など工期の短い工事 等

3 積算方法

- （1）現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から率計上するものとする。
- （2）現場環境改善に要する費用は、原則として「土木工事標準積算基準書」（共通編）の土木請負工事における現場環境改善費の積算（I-9-①-1）によるものとする。
- （3）率計上されるものは、別表の実施する内容のうち、計上項目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）をそれぞれ1内容以上選択し、合計5つの内容（いずれか1計上項目のみ2内容）を実施することを基本とした費用である。
- （4）現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体の率である。
- （5）現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

4 実施の確認

- （1）当初設計金額が3,000万円未満の工事においては、受発注者の協議により現場環境改善を実施しない、または実施項目を5項目未満とすることができる。
- （2）現場環境改善を実施しない場合は、変更の対象とし減工する。
- （3）実施項目を5項目未満とする場合は率計上分を減工し、「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に計上すること。なお、その費用は、現場環境改善費率から計算される額を上限額とする。

5 実施方法

- （1）発注者は、特記仕様書に「現場環境改善費を率計上している」ため、受注者が別表-1の内容のうち、各計上項目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1計上項目のみ2内容）の合計5つの内容を選択し実施する旨を記載する。
- （2）受注者は、工事着手前に工事打合せ簿にて、実施する5つの内容の分かる資料及び別表-1のどの計上項目に該当するかを記載し経費の概算額（見積書は不要）とあわせ、発注者に協議する。

(3) 発注者は、受注者から提出のあった工事打合せ簿の内容を精査し、以下をすべて満足する場合は、現場環境改善費として設計計上する内容として評価する旨回答する。

ア 別表－１に示す各計上項目のうち、５内容（いずれか１項目のみ２内容）を実施していること。

イ 受注者から提出のあった現場環境改善費の関する経費の概算額の合計金額が率計上にて計上する現場環境改善費と同程度であること。

(4) 率計上によらず、別途積み上げ計上により現場環境改善を行う場合は、見積書を受注者に提出させ受発注者協議の上、実施内容を決定する。なお、見積書徴収時には、次の事項に留意するものとする。

ア リース対応のものを使用する場合には、その賃料を計上する。

イ 繰り返し利用可能なものを使用する場合には、その損料を計上する。

6 実施内容の確認

(1) 受注者は、実施した内容を「栃木県土木工事写真管理基準（案）」に基づき提出するものとする。

(2) 実施した内容は、竣工検査時に確認することとし、実施をしていれば優劣は問わないものとする。

7 留意事項

(1) 現場環境改善費による実施項目に関する工事成績評定の加点は行わないものとする。なお、当該実施５つの内容以外の現場環境改善に資する取組については、工事成績評定の加点対象とする。

(2) 「栃木県県土整備部快適トイレ設置工事実施要領」に基づいて快適トイレを設置する場合は、現場環境改善費での取り組みの対象外とし、「栃木県県土整備部快適トイレ設置工事実施要領」により費用を計上する。

(3) 「熱中症対策に係る現場管理費の補正」を行う工事においては、現場管理費に係る内容については、「熱中症対策に係る現場管理費の補正」により費用を計上するものとし、現場環境改善費の対象としない。

現場環境改善費として費用計上する熱中症対策は共通仮設費に係る内容とする。

現場管理費に係る内容の例：主として作業員個人に対する対策、塩飴、経口補水液、空調服等

共通仮設費に係る内容の例：現場の施設や設備に関する対策、エアコンの設置、熱中症指数計（WBGT 測定器）の設置、ミストファンの設置、簡易テント及び移動式エアコンの設置、大型扇風機の設置等

(4) 「熱中症対策に係る現場管理費の補正」を行わない工事においては、現場管理費に係る内容・共通仮設費に係る内容共に現場環境改善費での取り組みの対象とする。

(5) 効果が期待できない内容（第三者がいない工事現場でのPR看板の設置など）や当該工事との直接の関係のない内容（エアコンの購入のみで現場事務所へは設置しない場合など）については、評価や費用計上の対象としない。

(6) 概算額作成・確認にあたっては、以下に留意すること。

- ア 継続的に使用できるものは、当該工事にて購入した場合も当該工事に付随する費用のみ概算額として記載すること（エアコンを購入・現場事務所へ設置した場合においても、概算額として記載するのは「設置撤去費及び当該工事期間での損耗費」のみとする。）
- イ 間接工事費率、一般管理費等率計上分を含め、別に費用計上している内容については、現場環境改善費として費用計上の対象としない。それらに計上されている内容をグレードアップして使用する場合は、通常品との差額については、費用計上の対象とするため、通常品との差額のみ概算額として記載すること。
- （７）事例は別表－２を参考とすること。別表－２に掲載がなくても現場環境改善の趣旨に沿う内容であれば評価してよい。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

この要領は、令和７年１０月１０日から施行する。

[別表－１]

１．計上項目 実施する内容（率計上分）

現場環境改善（仮設備関係）

- １．用水・電力等の供給設備
- ２．緑化・花壇
- ３．ライトアップ施設
- ４．見学路及び椅子の設置
- ５．昇降設備の充実
- ６．環境負荷の低減

現場環境改善（営繕関係）

- １．現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）
- ２．労働宿舍の快適化
- ３．デザインボックス（交通誘導警備員待機室）
- ４．現場休憩所の快適化
- ５．健康関連設備及び厚生施設の充実等

現場環境改善（安全関係）

- １．工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）
- ２．盗難防止対策（警報器等）

地域連携

- １．完成予想図
- ２．工法説明図
- ３．工事工程表
- ４．デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む）
- ５．見学会等の開催（イベント等の実施含む）
- ６．見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営
- ７．パンフレット・工法説明ビデオ
- ８．地域対策費（地域行事等の経費を含む）
- ９．社会貢献

２．計上項目 実施する内容（積み上げ計上分）

現場環境改善（安全関係）

避暑（熱中症対策 ※留意事項（３）（４）を参照のこと）・防寒対策

[別表－２]

１．計上項目 実施する内容の事例（率計上分）

現場環境改善（仮設備関係）

- ・簡易水道施設設置
- ・緑化プランターの設置
- ・バリケード、現場事務所にイルミネーションを設置
- ・夜間の転倒防止のためのセンサーライトを設置
- ・人工芝や化粧パネルを使用した仮囲い・ガードフェンス・見学路等を設置
- ・昇降用モノレールの設置
- ・斜路通行用にステップ階段を設置
- ・太陽光発電の使用
- ・LED 照明の使用
- ・騒音対策のため防音パネルを設置
- ・防音・防塵・防震施設の設置

現場環境改善（営繕関係）

- ・冷蔵庫、湯沸かし器、ウォーターサーバーの設置
- ・現場事務所に温水シャワー設備を設置
- ・現場事務所へ快適トイレを設置
（快適トイレ設置工事対象工事の場合は対象外）
- ・車載式仮設トイレの配備
- ・個人ロッカー付更衣室の設置
- ・エアコン付き誘導員休憩所の設置
- ・ジェットヒーターの設置
- ・冷暖房施設の設置
- ・土足厳禁のカーペット、畳スペースの設置
- ・加湿器・空気清浄機の設置

現場環境改善（安全関係）

- ・キャラクターバリケードの設置
- ・建設機械に接触警報システム（人の間知システム）を取付
- ・盗難防止の対人センサーライト、警報機の設置
- ・監視カメラの設置

地域連携

- ・完成予想図を現場に掲示
- ・工法説明図を現場に掲示
- ・工事の週間及び全体工程を現場に掲示
- ・定期的に工事工程表を近隣住民へ配布
- ・イラスト付きや工事 PR 看板を設置

- ・工事パンフレットの配布
- ・工事見学会の開催
- ・職場体験会の実施
- ・地域の清掃活動に参加
- ・防犯パトロールに参加
- ・現場周辺の定期的な清掃、草刈の実施

2. 計上項目 実施する内容（積み上げ計上分）

現場環境改善（安全関係）

- ・熱中症指数計（WBGT 測定器）の設置
- ・ミストファンの設置
- ・簡易テント及び移動式エアコンの設置
- ・大型扇風機の設置
- ・熱中症対策として、熱中飴や経口保水液を常備
（熱中症対策に係る現場管理費の補正対象工事は対象外）

[参考]

現場環境改善費に係る請負者とのやりとりの例（当初設計 3,000 万円以上+実施する場合）

①発注者・指示→受注者

本工事は、現場環境改善費を計上していますので実施内容について協議をお願いします。

現場環境改善費の率計上額は、760,000 円です。なお、避暑（熱中症対策）・防寒対策を行う場合は、380,000 を上限に設計変更を実施可能です。

②受注者・協議→発注者

現場環境改善費で実施する内容について、下記の通り協議します。

1. 率計上分について

仮設備関係

防音シートの設置

概算費用 30,000 円/月×4 ヶ月=120,000 円

営繕関係 ※2 項目

現場事務所へのエアコンの設置

概算費用 10,000 円×4 ヶ月（リース費用及び電気代）=40,000 円

（※現場事務所そのものの費用は共通仮設費に含まれるので注意）

エアコン付き交通誘導警備員待機室の設置

概算費用 50,000 円×4 ヶ月（リース費用及び電気代）=200,000 円

安全関係

防犯カメラ・警報設備の設置

概算費用 60,000 円/月×4 ヶ月（警備会社契約）=240,000 円

地域連携

通学時間帯の交通誘導員配置

概算費用 交通誘導員 3,000 円/1 時間・日×60 日=180,000 円

合計概算費用 780,000 円

2. 積み上げ計上分について

・熱中症判定カメラの設置

概算費用 50,000 円/月×4 ヶ月（リース費用及び電気代）×1 台設置=200,000 円

・ミストファンの設置

概算費用 20,000 円/月×4 ヶ月（リース費用及び電気代）×2 台設置=160,000 円

・経口補水液の常備

概算費用 5,000 円/24 本×2 ケース=10,000 円

合計概算費用 370,000 円

③発注者・回答→受注者

実施内容について承認します。積み上げ計上分については変更契約の対象とします。

実施した内容を「栃木県土木工事写真管理基準（案）」に基づき撮影し、竣工検査時に提出してください。

現場環境改善費に係る請負者とのやりとりの例（当初設計 3,000 万円未満+実施しない場合）

①発注者・指示→受注者

本工事は、現場環境改善費を計上していますので実施の有無・実施内容について協議をお願いします。現場環境改善費の計上額は、170,000 円です。

②受注者・協議→発注者

本工事においては、現場環境改善を実施しません

③発注者・回答→受注者

承認します。計上している現場環境改善費は変更減とします。